## 学校において予防すべき感染症一覧

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条で 定められています。以下の感染症にかかったときは、学校での感染拡大防止の観点から、出席停止となり ますので、すみやかに学校に連絡してください。

0.7		, , が C が C が C が C で C C C C C C C C C C C	小
		感染症の種類	出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき,主治医が判断する
_	そう 病, 重症	ボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘 り,南米出血熱,ペスト,マールブルグ ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリア, 巨急性呼吸器症候群(SARS),中東呼吸器 は群(MARS),鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ		発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで
	麻しん(はしか)		解熱後3日を経過するまで
	流行	5性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで
	風しん		発疹が消失するまで
	水痘	・ (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭	頁結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症		発症した後(発症の翌日又は無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快*した後1日を経過するまで*解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	結核		医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ,細菌性赤痢,腸チフス,パラチフス		医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	溶連菌感染症		
	の他の感	ウイルス性肝炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで ※欠席の必要がない場合あり
		感染性胃腸炎	
		マイコプラズマ感染症	
		RS ウイルス感染症	
		その他アデノウイルス感染症	
		※プール熱・流行性角結膜炎・胃腸炎以外	
		伝染性紅斑(りんご病)	
		ヘルパンギーナ	
		手足口病	
		帯状疱疹	
		その他の感染症( )*1	医師により感染のおそれがないと認められるまで